

予防関係届出書類及び事前相談について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、予防関係の届出・事前相談等につきましては、次のことに御留意いただきますようお願いいたします。

<共通事項>

- ・来署される際は、できる限りマスクを着用し、検温に御協力ください。
- ・少しでも発熱やのどの痛みの症状のある方は来署をお控えください。
- ・窓口の相談時間が短くなるよう、書類の記載内容や添付資料を御確認の上お越しく下さい。
- ・届出等で来署される際は、午前中にお越しく下さい。
 - ※ 午後は検査等が出向し、対応できない場合があります。
- ・各種届出等の相談の際には、事前に御連絡をいただき予約を取るようになしてください。

<各種届出・事前相談等>

各種届出は、郵送やインターネットを活用していただくことで対応できるものがあります。下記の内容をご覧ください、可能な限り次の対応を取っていただきますようお願いいたします。

○予防担当関係

- ・防火・防災管理者講習、自衛消防業務講習の受講申し込み
⇒インターネット申込が可能となっています。
専用サイト (<https://sy-koushu.city.yokohama.lg.jp/bouka/>) から申し込みを行ってください。

○査察担当関係

- ・防火管理者の選任届出書、消防計画作成届出書の届出等
⇒郵送での受付を可としています。郵送を希望される方は郵送の手続きについて、査察担当宛に御連絡ください。
 - ※ マンションや事業所等の管理を行っている皆様は、「自主防火・防災管理状況の確認について」(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/shobo-kyukyu/kanri/tatemono/jishubouka.html>)をインターネットで公開していますので、お役立てください。

・消防用設備等点検結果報告

⇒従前より郵送での届出が可能となっています。下記連絡先へ送付してください。

○指導担当関係

- ・建物の使用開始・改修等の事前相談
⇒建物の相談には長時間を要することが多く、また、担当が検査に出向していること等があるため、事前に電話連絡等の相談をいただき予約により対応しています。指導担当宛に事前に御連絡ください。
 - ※ 事前に御連絡がなく来署されますと、**お待ちいただく**場合があります。
 - ※ 「消防用設備等設置規制事務審査基準」(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/shobo-kyukyu/kanri/shobo-setsubi.html>)はインターネットで公開しています。事前に御確認ください。

・消防設備、危険物関係届出

⇒郵送での届出が可能です。訂正等がある場合に連絡することがありますので、連絡先電話番号を記載して、下記連絡先へ送付してください。

大変恐縮ではありますが、市民の皆様と職員への感染拡大の防止のための取り組みとしております。

一刻も早い事態の収束に向け、御理解と御協力をお願いします。

連絡先

〒246-0021

横浜市瀬谷区二ツ橋町190番地

瀬谷消防署

電話：045-362-0119